

130. 消防

(2025年6月25日更新版)

- 0 基本認識 ー住民の「いのち」と「くらし」を守るためー
- 1 消防の現況
- 2 静岡地域の広域消防
- 3 救急体制
- 4 消防航空体制
- 5 消防の課題(相次ぐ事故や不祥事等を受けて)
- 6 葵消防署管内建物火災事故について事故調査報告書等

0-1 基本認識 –住民の「いのち」と「暮らし」を守るため–

《現状と課題》

- ・ 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害対応力の強化が求められている。
- ・ 人口減少により、税収の減少や消防団員の不足が懸念される中、地域の消防力を維持する必要がある。
- ・ 高齢化が進むことで、救急出動件数は2035年にピークを迎え、その後もしばらくは現在の需要を上回ると予想されている。
- ・ このような状況下において、3市2町の広域消防と非常備消防(静岡市消防団)の組織内の安全教育体制を再構築し、二度と殉職者を出さない組織にすることが必要である。

目指す広域消防の姿

「静岡地域がともに、安全・安心を未来へつなぐ 消防」

基本理念Ⅰ	基本理念Ⅱ	基本理念Ⅲ	基本理念Ⅳ
迅速的確な災害対応ができる消防・救急体制の確保	火災被害を軽減させる予防体制の強化	安全文化を醸成する組織風土の構築	全体コストの縮減に向けた一体的な財政運営
〈政策イメージ〉 ・消防体制の見直し ・大規模災害への対応力強化 ・救急需要への対応力強化 ・人材育成体制の整備	〈政策イメージ〉 ・立入検査体制の強化 ・火災調査体制の強化 ・消防DXの推進	〈政策イメージ〉 ・事故の再発防止の推進 ・組織風土の改善	〈政策イメージ〉 ・消防費の全体コストの縮減 ・スケールメリットを生かした投資の効率化

※新静岡地域広域消防運営計画基本構想(案)(2024年11月8日 2024年度静岡地域消防運営協議会(第2回)にて合意)

1-1 消防の現況

<<消防職員数・消防団員数>>（2024年刊行静岡市消防局消防年報から）

消防職員	条例定数	1,045人
	職員総数	1,041人(うち女性職員43人)
消防団員	静岡市	2,222人
	2市2町	1,562人

※2市2町＝島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

<<静岡市民1人当たりの消防費負担額>> 13,913円

常備消防費(静岡市分) (2023年度決算額)	83億9,834万円
非常備消防費(静岡市消防団分) (2023年度決算額)	9億3,099万円
合 計	93億2,933万円
人口(2025年4月末現在) ※住民基本台帳人口	670,566人
静岡市民1人当たりの消防費負担額	13,913円

※常備消防費には、市長部局他課決算額分を含む。

1-2 消防の現況

《消防車両・救急車両等》(2024年刊行静岡市消防局消防年報から)

ポンプ車	41台	はしご車	6台
化学車	10台	指揮車	14台
救助工作車	9台	救急車	35台

※非常用消防車両、非常用救急車両含む。

《特殊消防車両等》(2024年刊行静岡市消防局消防年報から)

- ・大型放水砲搭載ホース延長車1台
- ・大容量送水ポンプ車1台
- ・拠点機能形成車1台
- ・特殊災害対応車1台
- ・大型除染システム搭載車1台
- ・消防ヘリコプター1台
- ・情報収集活動ドローン4台
- ・水上オートバイ2台

《災害対応状況》火災・救急・救助件数(2024年実績)

	静岡市	2市2町	合計
火災	131件	40件	171件
救急	41,246件	8,064件	49,311件
救助	522件	166件	688件

※2市2町＝島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

2-1 静岡地域の広域消防

《静岡地域における広域消防(2016年4月1日～)》

静岡県が2008年に策定した消防救急広域化推進計画に基づき、2016年4月より静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の3市2町による広域消防を開始した。

《署所の配置状況(2025年4月1日現在)》

9消防署 1分署 23出張所

静岡市管内(6消防署 1分署 17出張所)

葵消防署

平和出張所
山崎出張所
南田町出張所

千代田消防署

城東出張所
瀬名出張所
しずはた出張所
井川出張所

駿河消防署

東豊田出張所
稲川出張所
鎌田出張所
用宗出張所
大谷出張所

清水消防署

高部出張所
有度出張所

港北消防署

庵原分署
興津出張所
小島出張所

日本平消防署

三保出張所

2市2町管内(3消防署 6出張所)

島田消防署

六合出張所
初倉出張所
金谷出張所
川根南出張所
川根北出張所

吉田消防署

牧之原消防署

地頭方出張所



2-2 静岡地域の広域消防

《なぜ、広域消防としているのか》

- ・ 災害や事故の大規模化、多様化、救急需要の増加などの状況に対応していくために、2006年6月に消防組織法が改正され、「市町村の消防の広域化」を規定した。この改正に伴い、静岡県は、静岡県消防救急広域化推進計画(2010年変更)を策定し、静岡地域3市2町(静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町)の広域消防の枠組みを示した。
- ・ 静岡市は、市町の消防本部を統合し、規模を拡大することで、行財政上のさまざまなスケールメリットを活かした消防体制の充実強化を図り、住民サービスのより一層の向上を図るために、静岡地域3市2町により広域消防を運営することとした。

《静岡市における広域消防のメリット》

- ① 総務や指令部門の統合により、産み出された人員による現場要員の拡充
- ② 市町の区域を越えた出動による現場到着時間の短縮や出動隊の増強
- ③ 庁舎及び車両等の一元管理によるコスト縮減
- ④ 庁舎建設等への国からの有利な財政支援の活用

※以上のメリットは、2市2町においても同様に生じるものである。

2-3 静岡地域の広域消防

《現行の静岡地域の広域消防の現状》

- ・ 2016年4月1日から静岡市が島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の消防事務（消防団及び消防水利事務を除く。）を受託する方式で広域消防の運用を開始し、2024年度末で9年が経過した。
- ・ 静岡地域広域消防運営計画において、全ての費目の経費負担ルールについて、広域消防から10年を経過する時点（2025年度末）で見直すこととなっている。
- ・ 静岡市消防局管内の救急需要は、2035年まで増加が予測される。
- ・ 特に静岡市では、熱中症等の搬送が増加する夏季期間において、市街地の救急隊が全隊出動し、逼迫状態になる事態が発生している。

《静岡地域の次期の広域消防の課題》

- ・ 静岡市と各市町で、2026年4月からの「新経費負担ルール」について協議中であり、確定する必要がある。
- ・ 増加する救急需要や静岡市における市街地救急隊の逼迫状態に対応する必要がある。

2-4 静岡地域の広域消防

《広域消防における災害出動体制の効果（2016年4月1日～2025年3月31日）》

- ・ 現場到着時間の短縮 2,838件
(広域消防に伴う指令の一本化により、
市町の区域に関係なく、災害現場に最も近い消防隊等が出動した事例)
- ・ 初動体制の強化 1,546件
(広域消防以前と比較し、多数の部隊の投入が可能になったことにより初動体制を強化した事例)
- ・ 特殊部隊(航空隊・山岳救助隊等)の出動 80件
(広域消防以降に航空隊、山岳救助隊等の特殊部隊の投入が可能になった事例)
- ・ 移動配置 295件
(消防隊、救急隊等の出動時に、他の消防署から隊を移動配置し、補完体制を確保した事例)



広域化の結果、9年間で、
4,759件の事例において、到着時間の短縮などの効果が発現した。

2-5 静岡地域の広域消防

《広域消防運営計画の再評価》

静岡地域における広域消防の開始から、2025年度末で10年が経過するため、3市2町は、2023年度から2年間にわたり協議を進め、広域消防の維持の必要性について協議し、その結果、維持が必要であるとの共通認識が得られた。よって、2026年3月までに、次期の新しい広域消防運営計画を策定する。また、静岡地域消防運営協議会では、消防力の強化と新経費負担ルールについて、以下のとおり合意した。

《消防力の強化》

- ・日勤救急隊の配置

増加する救急需要に対応するため、静岡市内及び島田市内に日勤救急隊を配置する。

- ・牧之原指揮隊の配置及び(仮称)榛原出張所の新設

牧之原消防署と吉田消防署の管轄区域を見直し、消防体制を強化する。

- ・川根北出張所の消防隊と救急隊の兼務解消

他署と比較し、応援隊の到着時間に時間を要することから初動体制を強化する。

《新経費負担ルール》

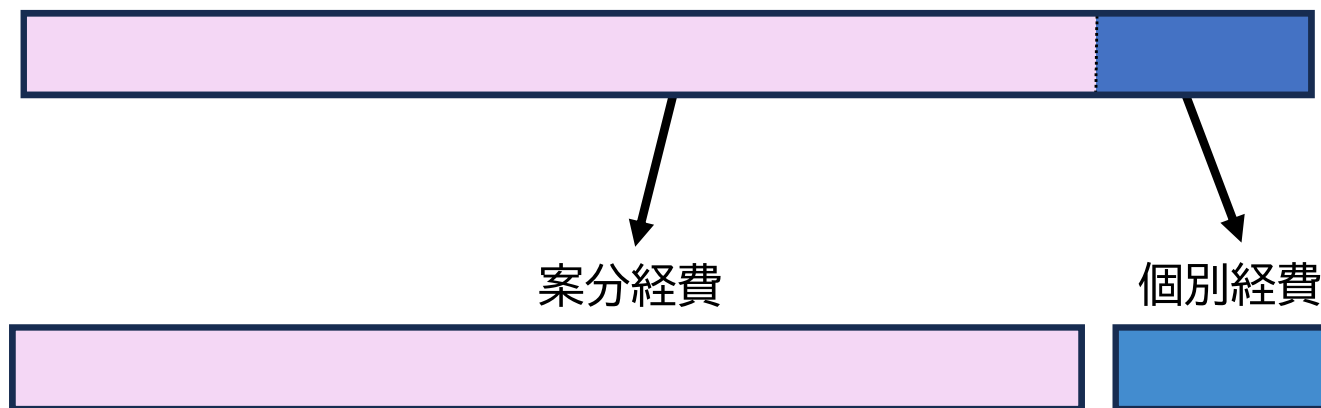
市町は、広域消防に係る経費を応分に負担するということを前提とし、案分規定により経費を負担する。(詳細は次ページ)

2-6 静岡地域の広域消防

《静岡地域の広域消防における新経費負担ルール(案)》

⇒各市町は、適切な時期にそれぞれの議会に説明する。

広域消防に係る経費



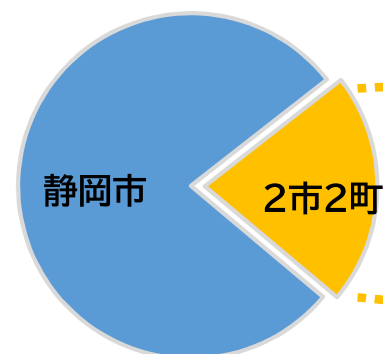
①市町は原則として、案分規定により経費を負担する。
(=案分経費)

②消防ヘリコプターに係る経費等、案分に寄り難い個別の理由がある経費については、個別の規定により、その経費を負担する。
(=個別経費)

《案分経費の負担イメージ》

静岡市と2市2町の案分

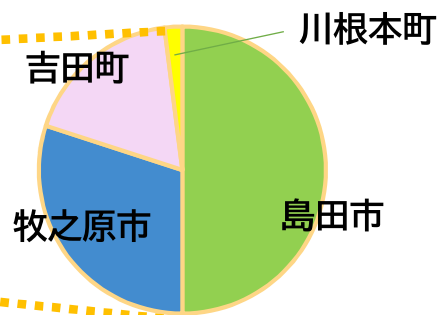
静岡市負担分と2市2町について、現状どおり、2016年度～2022年度の7年度平均における負担実績により案分



案分経費対象の総額

2市2町間の案分

その上で、2市2町の案分については、消防費に係る基準財政需要額による案分



①静岡市は、今後も広域消防体制を維持する観点から、これまでの実績の負担割合を保持することとし、静岡市負担分と2市2町負担分を決定する。

②2市2町は残りの負担を2市2町の「消防費に係る基準財政需要額」の比率により、応分に負担する。

3-1 救急体制

《救急需要の増加》

- ・ 2024年は救急出動件数が過去最多を記録し、近年は、高齢者を搬送する件数が増え続けている。
- ・ 2025年以降も今後予想される高齢者の増加に伴い、救急需要の増加が見込まれていることから、救急隊逼迫状態となる可能性も考えられる。その場合は、真に救急車を必要とする傷病者に対しての住民サービスの低下が懸念されるため、救急車の適正利用について、市民に対して更なる働きかけが必要。

静岡市における救急出動件数等

	救急出動件数	搬送人員	高齢者搬送数(比率)
2022年	37,452件	33,970人	22,363人(65.8%)
2023年	39,873件	36,196人	23,514人(64.9%)
2024年	41,246件	37,335人	25,137人(67.3%)

《救急体制の強化(日勤救急隊の増隊)》

- ・ 救急出動件数は今後も増加が予測され、救急需要への早期対応が困難となることが懸念されていることから、次期10年間(2026年～2035年)の広域消防体制に関して、構成市町3市2町(静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町)で協議を行い、葵消防署管内の日勤救急隊配置が承認された。
- ・ 特に救急需要の多い平日日中の出動に対応するための「日勤救急隊」を静岡市に増隊することで、通報から救急現場までの所要の短縮を図ることが期待できる。

3-2 救急体制

《救急車の適正利用》

- ・ 各種イベント(救急フェア等)での啓発活動に併せ、ホームページ上の「救急受診ガイド」の周知等により、救急車の適正利用について住民に協力を要請する。
- ・ 2025年4月から24時間365日体制で開始された「救急安心電話相談窓口＃7119」について、報道等への情報提供などを通じて住民へ広報周知を行っている。

《救急安心電話相談窓口＃7119》

- ・ 救急安心電話相談窓口＃7119は、住民が急な病気やケガをした際に、医師や看護師等の専門家が相談に応じる電話相談事業。
- ・ 住民が適時・適切な救急要請や医療機関受診を行う上で極めて有効な事業。
- ・ 消防行政としては、「不急の救急出動の抑制」、「重症患者等に対する早期かつ適切な医療の提供への寄与」など救急車の適正利用に対し、効果を期待している。

※本事業は、2024年10月1日静岡県により運用が開始され、2025年4月1日から静岡県と県内各市町共同で24時間365日体制で運用が開始されている。

4-1 消防航空体制

《消防ヘリコプターの必要性》

高山岳地域や大規模河川・沿岸地域において発生する災害事案等への対応

- ・ 静岡市は、北に南アルプス、南に駿河湾を有し、管内には安倍川や藁科川などの1級河川を抱えている。これらの地域で発生する山岳・水難事故は、地上からの救助活動に困難を要する。消防ヘリコプターの高速性や機動性を活かすことで、要救助者を安全・迅速に救助・救急搬送することができる。
- ・ 静岡市は、災害時に孤立が予想される集落が点在し、道路が寸断された場合は、陸路での救助や物資輸送が困難となるが、消防ヘリコプターは上空から住民の救助や空路での物資輸送ができる。
※2022年の台風15号では、孤立集落の住民を緊急搬送した。
- ・ 近年、全国で大規模な林野火災が発生しており、静岡市でも林野火災が発生している。消防ヘリコプターは上空偵察により全容を把握し、赤外線カメラで熱源を特定し、熱源に対して的確な空中消火活動を実施することができる。
- ・ 危惧される南海トラフ地震等において、県防災ヘリコプターの活動域は県内全域を対象としていることから、静岡市で発生した災害対応を優先することはできない。静岡市単独で消防ヘリコプターを保有することにより、発生の初期段階から被害状況の把握や津波などから住民の救出等の活動を行うことができる。



2022年9月 静岡市清水区清地
孤立住民37人を救出



2024年8月 静岡市葵区田代
山岳救助隊員と連携した救助活動
(赤石岳)



2022年3月 静岡市葵区内牧
林野火災での消火バケツによる空
中消火活動

4-2 消防航空体制

《静岡県内における航空連携》

- ・ 静岡県、静岡市、浜松市は、静岡県内航空消防相互応援協定に基づき、各ヘリコプターが出動できないときなどは、相互に応援出動している。
- ・ 毎月1回開催される運航調整会議において、静岡県、静岡市、浜松市の各機関がヘリコプターの運航スケジュール等を調整し、運航の安定性を確保している。7月、8月は山岳救助、水難救助が多発する時期であることから、3機体制を維持している。

各機関の耐空検査時期(運航休止例)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
静岡県							オレンジアロー					
静岡市											カワセミ	
浜松市	はまかぜ											

※3機の検査期間は2機体制を確保するために決められた目安であり、機体により検査項目が違ふことから検査期間に差がある。

《消防ヘリと県防災ヘリの役割と活動範囲》

	消防ヘリ	県防災ヘリ
主な役割	市域内(管轄内)の消防活動	市町村への消防支援活動
活動範囲	市域内(管轄内) 市域外活動は相互応援協定に基づく	県全域 (市町村の要請を受け、広域支援を行う)
法的根拠	消防組織法第6条(市町村の消防責任) 静岡県内航空消防相互応援協定	消防組織法第30条(都道府県による支援) 静岡県内航空消防相互応援協定

4-3 消防航空体制

《富士山における消防ヘリコプターの有料化の検討》

(背景)

富士山で山開きを迎える前に遭難が相次ぐ中、山梨県及び静岡県が防災ヘリコプターを使った救助に係る費用の有料化について検討を始めた。

(消防に要する費用に関する法の規定)

消防組織法上、市町村は当該市町村の区域内の消防に関する責任を有し(法第6条)、消防に必要な経費は当該市町村が負担することとされている(法第8条)。

※静岡市の消防が静岡市の区域内で業務を行った場合、静岡市がその費用を負担する。

(富士山(市域外)における救助活動)

消防組織法上、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の「消防を支援」することができることとされている(法第30条第1項)。このため、市町からの要請に基づく県防災ヘリコプターの富士山における救助活動は「消防の支援」に該当する。ただし、県防災ヘリコプターが出動できない場合は、静岡県内航空消防相互応援協定第5条に基づき、静岡県の要請を受け、消防ヘリコプターが出動する可能性がある。

(有料化に係る検討事項)

消防組織法第8条では、市町村が自らの消防活動費を負担する義務を規定しているが、消防組織法第30条第1項の「消防の支援」に関する費用負担の明確な規定がない。このことから、静岡県の要請に基づく消防ヘリコプターの富士山における救助活動が、「消防の支援」に該当する場合は、静岡市から静岡県、要請市町または受益者に応分の負担を求める余地も残されている。

今後、静岡県、関係市町との調整を進める。

5-1 消防の課題(相次ぐ事故や不祥事等を受けて)

消防局組織改革実施計画について ～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～

- ・ 2020年に吉田消防署管内で発生した倉庫火災及び2022年に静岡市葵消防署管内で発生した建物火災において、殉職事故が発生するとともに、その後も職員の不祥事等が発生し、地域住民の消防行政に対する社会的信頼を大きく失墜させることとなっている。
- ・ 消防局では、全ての職員が高い危機管理意識を持ち、自らの命と仲間を守り、危険を予測し、危機事象に的確に対応できる職員を育て、組織として安全教育体制の再構築を図ることで地域住民から信頼される組織となるための道しるべとして、2024年8月に「**静岡市消防局組織改革基本計画**」を取りまとめた。
- ・ この組織改革の2024年度の具体的な施策を実施していくため、「**消防局組織改革実施計画**」を初めて策定した。

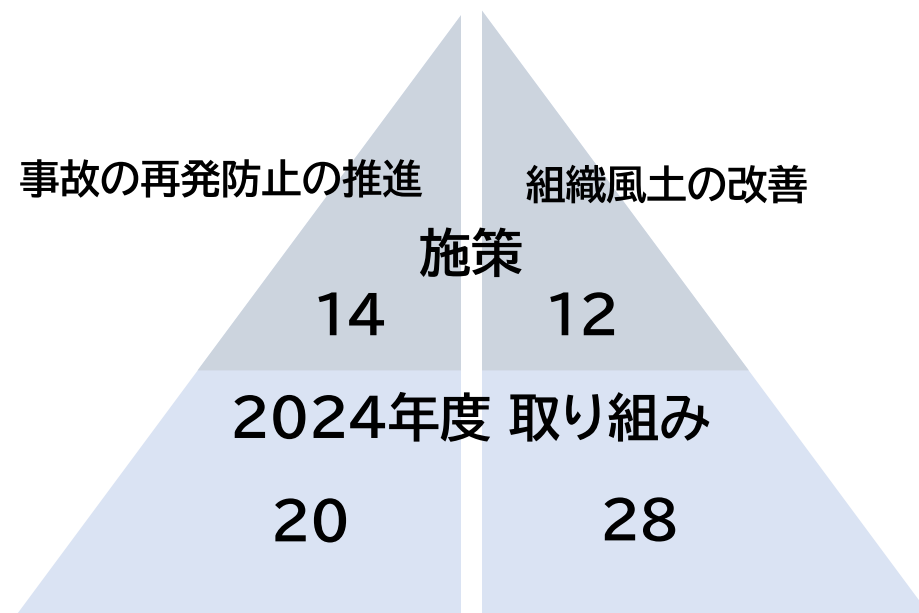
5-2 消防の課題(相次ぐ事故や不祥事等を受けて)

消防局組織改革実施計画について ～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～

本計画は、「事故の再発防止の推進」と「組織風土の改革」の2つの目標のもと、「事故の再発防止の推進」は14の施策、「組織風土の改善」は12の施策を掲げた。

この施策を進めるため、「事故の再発防止の推進」に関しては、2023年度までに10の施策が完了又は継続して実施されている。

2024年度については更に計画を推進するため、「事故の再発防止の推進」の20の取組と「組織風土の改善」の28の取組を登載した。



2024年度の取組(例)

【事故の再発防止の推進】

警防活動要領の見直し、警防活動技術の統一化、指揮体制の強化(出動計画の見直し)など

【組織風土の改善】

監察機能を持った組織の設置、職員ヒアリング、人材育成ビジョンの見直し、キャリアプランの提示など

6-1 葵消防署管内建物火災事故について事故調査報告書等

《火災事故発生からの経緯》

【火災事故の発生】

2022年8月13日に静岡市葵区呉服町二丁目で発生した建物火災において、1名の消防職員が殉職した火災事故(以下「本件事故」という。)が発生した。

【事故調査報告書】(2023年8月1日)

本件事故を受け、静岡市は、2022年9月20日に静岡市葵消防署管内建物火災事故調査委員会を設置した。同委員会は、8回の会議を経て、2023年8月1日に「静岡市葵消防署管内建物火災事故調査報告書」(以下「事故調査報告書」という。)を市に提出した。

事故調査報告書では、消防活動における事故防止に寄与することを目的とし、再発防止策として必要な安全を最優先する組織風土の構築などの施策を講じるよう、消防局に対して提言された。

【行政的検証報告書】(2024年2月28日)

事故調査報告書が事故の責任を問うものではなく、主に再発防止策について提言するものであったことから、静岡市は、事故調査報告書の提言を受けた上で、本件事故の背景にある組織的課題について行政組織として検証を行い、再発防止に必要な事項を取りまとめた「葵消防署管内建物火災事故行政的検証報告書」(以下「行政的検証報告書」という。)を2024年2月28日に発表した。

6-2 葵消防署管内建物火災事故について事故調査報告書等

【消防を管理する市長としての最終考察】(2025年3月17日)

事故調査報告書と行政的検証報告書は、今後、消防局が再発防止を迅速に進め、組織改革を職員一丸となって取り組んでいくための指針となるものである。消防局は、これらの報告書に基づき、組織改革を進めていく。

静岡市長は、消防を管理する者として、この指針となる2つの報告書を一体とし、本件事故に関する事実の経緯から課題、再発防止策までの全体が把握できるよう整理し、本件事故についての最終報告書とすることが必要と判断した。

その際、事故調査報告書の発表以後に、関係者等(消防局職員、遺族等)からさまざまな意見等が寄せられた。このため、それらの意見等に関し再度事実確認し、その結果、追記又は変更をすべき部分について、記載内容を見直し、2025年3月17日に最終考察を発表した。

【消防局における組織改革】

消防局は、全ての職員が高い危機管理意識を持ち、組織として安全教育体制の再構築を図ること
で地域住民から信頼される組織となるため、「静岡市消防局組織改革基本計画」及び「消防局組織
改革実施計画」を2024年度に策定し、2025年度も引き続き四半期ごとに進捗管理を行いなが
ら、組織改革を行っている。